

記者提供資料
2019年（令和元年）6月5日
総務局総務管理室総務課 担当：島瀬
078-918-5005（内線2402）

「明石市ハラスメント防止委員会」の設置について

本市では、現在、職員の不祥事防止や働きやすい職場環境の整備を図るため、明石市職員倫理指針や職場環境づくりガイドラインを策定し、取り組みを進めているところです。

今後、真に市民から信頼される市役所を目指し、さらなる組織の管理運営の適正化に向けて、特別職を含めたハラスメントの防止やハラスメント事案への適切な対応等について、公平性・客観性・実効性の確保を図るため、下記のとおり、新たに第三者機関として「明石市ハラスメント防止委員会」を設置します。

記

1 「明石市ハラスメント防止委員会」の概要

(1) 位置づけ

市長の附属機関として、条例に規定します。

（本議会に「附属機関の設置に関する条例」改正案を提案します。）

(2) 委員構成

外部有識者 2名（うち1名は弁護士）

市幹部職員 3名（総務局長、こども局長、教育局長）

職員労働組合の代表 1名

(3) 主な所掌事務と取組内容

所掌事務	取組内容
特別職によるハラスメント事案の相談・通報受理に関する事	・庁外に通報窓口を設置（窓口は外部弁護士を予定）
特別職・一般職によるハラスメント事案を含む制度全般への助言に関する事	・ハラスメント相談にかかる対応状況の確認 ・対応等にかかる助言
ハラスメント防止に向けたさらなる取り組みに関する事	・制度全般への意見、提言 ・条例規則等の必要性の検討

(4) 今後の予定

第1回会議を7月中旬に開催する予定です。